

入 札 説 明 書

(陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地で使用する電気)

(陸上自衛隊板妻駐屯地で使用する電気)

(陸上自衛隊駒門駐屯地で使用する電気)

第 4 3 3 会 計 隊

目 次

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札書の提出場所等
- 5 入札執行の日時及び場所
- 6 入札書の提出方法等
- 7 入札の無効
- 8 落札者の決定方法
- 9 開札に立ち会う者
- 10 再度入札
- 11 契約書作成の要否及び契約条項
- 12 その他
- 13 別紙類

入札説明書

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地で使用する電気、陸上自衛隊板妻駐屯地で使用する電気及び陸上自衛隊駒門駐屯地で使用する電気の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

- (1) 契約担当官等： 分任契約担当官 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 山口 護
- (2) 所属する部隊： 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊
- (3) 所在地： 〒412-8550 静岡県御殿場市中畑2092-2

2 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

- ア G p 1： 調達件名： 滝ヶ原駐屯地電気使用料
 予定電力： 782KW
 予定数量： 3, 512, 936kWh
- イ G p 2： 調達件名： 板妻駐屯地電気使用料
 予定電力： 740KW
 予定数量： 3, 354, 558kWh
- ウ G p 3： 調達件名： 駒門駐屯地電気料
 予定電力： 920KW
 予定数量： 3, 888, 000kWh

(2) 調達物件の仕様等

G p ごと、仕様書のとおり

- (3) 使用期間 自 平成31年 4月 1日 00:00
 至 平成32年 3月31日 24:00

(4) 需要場所

- ア G p 1： 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地（静岡県御殿場市中畑2092-2）
- イ G p 2： 陸上自衛隊板妻駐屯地（静岡県御殿場市板妻40-1）
- ウ G p 3： 陸上自衛隊駒門駐屯地（静岡県御殿場市駒門5-1）

(5) 入札方法

- ア 別紙第1～第3「入札書」の様式を使用し、入札書を提出すること。
- イ 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本使用単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を記載（少数点第2位まで）し、仕様書に掲示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価とすること。

ウ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

エ 郵便による入札は可とするが、平成31年2月20日（水）17時00分までを到着することとし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により、到着の確認を行うこと。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当していない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 平成28・29・30年度及び平成31・32・33年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知を受けた者のうち「物品の販売」の等級C以上に格付され、「東海・北陸」地域における競争参加資格を有する者であること。
防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (7) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任契約担当官が定める入札参加資格者として、入札説明書に示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の基準を満たす「適合証明書」を提出し、審査に合格した者であること。
- (9) 入札及び契約心得に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4 入札書の提出場所等

〒412-8550

静岡県御殿場市中畑2092-2 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地

第433会計隊契約班 担当：北野・保坂

電話：0550-89-0711（内線：463）

FAX：同上（要交換切替）（内線：341）

5 入札執行の日時及び場所

平成31年2月21日（木） 午前10時00分 ※時間厳守

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊入札室

6 入札書の提出方法等

- (1) 入札者は、提出した入札書の引換、変更又は取消をすることはできないものとする。
- (2) 入札において、代理人が入札する場合には、「委任状」を提出しなければならない。

7 入札の無効

- (1) 第3項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名の記載）及び入札者の押印のない入札（代理人が入札する場合は、代理人の氏名を併せて記入し押印すること）
- (3) 電報、電話及びFAXによる入札
- (4) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった札
- (5) 入札及び契約心得に示す暴力団排除に関する誓約事項に違反した者の入札
- (6) その他入札に関する条件に違反して行った入札

8 落札者の決定方法

- (1) 総価（グループ別）で、当隊所定の予定価格の範囲内でかつ最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。なお、落札となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税相当分を差し引いた金額を入札書に記載すること。

9 開札に立ち会う者

- (1) 開札の際、入札者又はその代理人はこれに立ち会うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札に関係ない職員が立ち合い、開札する。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札中は開札会場に入場することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札会場を退場することができない。

10 再度入札

開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、原則的にその場所において直ちに再度の入札を行うものとする。

ただし初度入札で郵便による入札参加者があり、かつ最低入札価格が予定価格に達しなかった場合、再度入札は直ちに行わず、公告に示す時期に行うものとする。

11 契約書作成の要否及び契約事項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、別紙第7「契約書（案）」のとおりとする。

12 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金：免除
- (2) 違約金の徴収
落札者が契約を結ばないときは入札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5以上、契約者が契約を履行しないときは契約金額の100分の10以上を、それぞれ違約金として徴収する。
- (3) 資料提出の提出時期
 - ア 提出期限
平成31年2月19日（火） 17時00分まで
 - イ 資格決定通知書
3（6）項に基づく競争参加資格決定通知書の写し
 - ウ 業務許可証
3（7）項に基づく一般電気事業者又は特定規模電気事業者であることを証明するもの
 - エ 適合証明書
3（8）項に基づく「適合証明書」（関係書類を含む。）
- (4) 本件入札では郵便による入札参加を認めている。ただし、平成31年2月20日（水）17時00分までを到着することとし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により、到着の確認を行うこと。

(5) 代金の請求方法

請求は、振込手数料を要しない払込取扱票等を添付するものとする。ただし、払込取扱票等を添付できない場合は、官側に発生する振込手数料は業者側が負担するものとする。

(6) 支払方法

支払は、履行完了後、契約相手方から適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(7) 上記による他、本件入札に参加する場合において遵守すべき事項は、東部方面会計隊ウェブサイト (<http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>) 及び第433会計隊事務室に公開されている「標準契約（請）書」及び「入札及び契約心得」によるものとする。

13 別紙類

別紙第1 入札書（滝ヶ原駐屯地分）

別紙第2 入札書（板妻駐屯地分）

別紙第3 入札書（駒門駐屯地分）

別紙第4 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

別紙第5 適合証明書

別紙第6 契約書（案）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

- 1 ①平成29年度1kwh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成29年度未利用エネルギー活用状況、③平成29年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組みの5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

(1)

要素	区分	得点
① 平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（排出後調整係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上 0.425 未満	70
	0.425 以上 0.450 未満	65
	0.450 以上 0.475 未満	60
	0.475 以上 0.500 未満	55
	0.500 以上 0.525 未満	50
	0.525 以上 0.550 未満	45
	0.550 以上 0.575 未満	40
	0.575 以上 0.600 未満	35
	0.600 以上 0.625 未満	30
	0.625 以上 0.650 未満	25
	0.650 以上	20
②平成29年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成29年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書※の調達者への譲渡定（予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 一般社団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- 2 グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより、入札資格を得た者が落札した場合、落札後契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡することとする。
- 3 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。
- 4 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

適合証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 山口 護 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 平成29年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	平成29年度の未利用エネルギー活用状況		
②	平成29年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・ 節電に関する情報提供の取組		

	①～⑤の合計点数		
--	----------	--	--

注1) 1の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別添により算出した値を記載すること。

注2) 1の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

電気需給契約書（案）

分任契約担当官 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊長 山口 護
（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（会社名）〇〇〇〇（代表者役職名）、〇〇〇〇（代表者名）（以下「乙」という。）は、陸上自衛隊〇〇〇駐屯地で使用する電気の需給に関し、次の条項により需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき甲の陸上自衛隊〇〇駐屯地で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は次のとおりとする。

基本料金単価（常時電力）	〇〇〇円／キロワット・月
電力量料金単価（ピーク時間）	〇〇〇円／キロワット時
（夏季昼間時間）	〇〇〇円／キロワット時
（その他季昼間時間）	〇〇〇円／キロワット時
（夜間時間）	〇〇〇円／キロワット時

2 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議のうえ価格を改定できるものとする。

3 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額である。

（契約期間）

第3条 契約期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務譲渡の禁止）

第5条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、甲の承諾を受け、乙が信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1号の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第6条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることが出来る。

（契約電力の変更）

第7条 契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。

2 甲が前項による場合のほか契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて甲乙協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を契約超過金として乙に支払うものとする。

(計量及び検査)

第8条 計量日は一般送配電業者が定める日とし、乙は一般送配電業者から受領した検針の結果を甲へ通知し、甲の指定する検査官の検査を受けなければならない。

2 前項に係わらず、契約期間最終月は、当該月末日24時に計量器により記録された値を検針の結果として一般送配電事業者より受領し、甲の指定する検査官の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第9条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

2 前項に係わらず、契約期間最終月の料金の算定期間は当月の計量日から末日までの期間とする。

(料金の支払い及び遅延利息)

第10条 乙は、第8条に定めた検査終了後、契約電力(常時電力)に第2条に定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た金額(以下「基本料金」という。)に当該月における使用電力量に第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額(以下「電力量料金」という。)を加算した金額に再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額を1月毎に甲が指定するもの(以下「分任資金前渡官吏」という。)に請求するものとし、分任資金前渡官吏は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に乙へ支払うものとする。なお、基本料金は力率割引若しくは割増をし、電力量料金は燃料費調整額を加算若しくは減算するものとする。

2 甲(以下「分任資金前渡官吏」という。)が前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、当該未払金額から消費税相当額を差し引いた金額に対し財務大臣が決定する率で計算した金額を乙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、本契約の締結により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。ただし、甲及び乙の業務運営上特に必要な場合又は承諾を受けた場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正な行為があったとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約に違反したとき。
- (4) 乙が正当な理由により解約を申し出たとき。

(違約金)

第13条 乙の責に帰すべき理由により本契約が解除された場合は、乙は当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量の第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額に第10条に定める基本料金を加算した金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲は、契約の解除(第12条4項を除く。)及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができるものとする。

(紛争の解決方法)

第15条 本契約の履行について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、乙の定める電気需給約款によるほか甲乙協議の上決定するものとする。

(合意管轄)

第16条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所沼津支部の管轄に属するものとする。

(談合)

第17条 談合等の不正行為に関する事項については、甲の駐屯地用標準契約書(陸幕会第317号(27.3.5)別冊第3付録第11の各条項)によるものとする。

(暴力団排除)

第18条 暴力団排除に関する事項については、甲の駐屯地用標準契約書(陸幕会第317(27.3.25)別冊第3付録第12の各条項)によるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

分任契約担当官

(甲) 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 山口 護

(乙) ○○○○ (住所)
○○○○ (会社名)
○○○○ (代表者役職名、代表者名)